

16消安第7708号
平成17年1月14日

各植物防疫(事務)所長 殿

消費・安全局長

オーストラリア連邦産カンキツ属植物の生果実に関する植物検疫
実施細則の制定等について

今般、平成17年1月14日農林水産省告示第70号(オーストラリア連邦産カンキツ属植物の生果実に係る農林水産大臣が定める基準)の施行に伴い、「オーストラリア連邦産カンキツ属植物の生果実に関する植物検疫実施細則」を別紙1のとおり制定するとともに、「オーストラリア連邦産スウィートオレンジ、レモン、インペリアル、エレンデール、マーコット及びミネオラの生果実に関する植物検疫実施細則」(平成11年4月15日付け11農産第1360号農産園芸局長通知)の一部を別紙2のとおり改正したのでお知らせする。

については、本件の取扱いについて了知の上、遺漏のないように取り計らわたい。

(別紙2)

「オーストラリア連邦産スウィートオレンジ、レモン、インペリアル、エレンデール、マーコット及びミネオラの生果実に関する植物検疫実施細則」(平成 11 年 4 月 5 日 11 農産第 1360 号 農蚕園芸局長通知)新旧対照表

改正後	現 行
<p>植物防疫法施行規則(昭和 25 年農林省令第 73 号。以下「規則」という。)別表 2 の付表第 7 のオーストラリア連邦産カンキツ属植物の生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件(平成 17 年 1 月 14 日農林水産省告示第 70 号。以下「告示」という。)</p> <p>1 の(2)に規定するものに係る植物検疫の実施については、告示で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。なお、告示 1 の(1)に規定する生果実に係る植物検疫の実施については、オーストラリア連邦内の指定地域で生産されるカンキツ属生果実に関する植物検疫実施細則(平成 17 年 1 月 14 日付け 16 消安第 7708 号消費・安全局長通知)に定めるところによるものとし、この細則の規定は適用しない。</p> <p>1 消毒施設</p> <p>(1) 告示 6 の(1)の低温処理施設は、次の条件を満足しているものとされた。 ア～ウ [略]</p> <p>(2) 告示 6 の(1)の低温処理コンテナは、次の条件を満足しているものとされた。 ア～エ [略]</p> <p>(3) 告示 6 の(2)のオーストラリア連邦植物防疫機関により指定された低温処理コンテナについては、毎年、2 の調査の開始前に、オーストラリア連邦植物防疫機関により、その記号・番号、所有者、容積及び指定の年月日を記載した一覧表が作成され、植物防疫官に提出されるものとされた。</p> <p>2 消毒施設の調査</p>	<p>植物防疫法施行規則(昭和 25 年農林省令第 73 号。以下「規則」という。)別表 2 の付表第 7 に掲げるオーストラリア産のバレンシア種及びワシントンネーブル種のスウィートオレンジ、レモン、インペリアル、エレンデール、マーコット並びにミネオラの生果実に係る植物検疫の実施については、「オーストラリア連邦産バレンシア種及びワシントンネーブル種のスウィートオレンジ及びレモンの生果実に係る農林水産大臣が定める基準」(平成 4 年 5 月 6 日農林水産省告示第 517 号(以下「告示」という。))で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。</p> <p>1 消毒施設</p> <p>(1) 告示 4 の(1)の低温処理施設は、次の条件を満足しているものとする。 ア～ウ [略]</p> <p>(2) 告示 4 の(1)の低温処理コンテナは、次の条件を満足しているものとする。 ア～エ [略]</p> <p>(3) 告示 4 の(2)のオーストラリア連邦植物防疫機関により指定された低温処理コンテナについては、毎年、2 の調査の開始前に、オーストラリア連邦植物防疫機関により、その記号・番号、所有者、容積及び指定の年月日を記載した一覧表が作成され、植物防疫官に提出されるものとする。</p> <p>2 消毒施設の調査</p>

改正後	現 行
<p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) (1)の調査は、原則として、オーストラリア連邦植物防疫機関が行う日本向け生果実の消毒施設の指定のための調査と共同して行うものとされた。</p> <p>3 検査及び消毒の確認</p> <p>(1) 低温処理施設において消毒が行われる場合</p> <p>ア 消毒実施の確認</p> <p>告示7の(3)のアの消毒の確認は、次により、原則としてオーストラリア連邦植物防疫機関が行う消毒の確認と共同して行うものとする。</p> <p>(ア)～(ウ) 〔略〕</p> <p>イ 輸出検査の確認</p> <p>(ア) 告示7の(2)の検査の確認は、原則として、オーストラリア連邦植物防疫機関が行う検査と共同して、生果実のこん数の2パーセント以上について行い、検疫有害動植物、特にチチュウカイミバエ及びクインスランドミバエがないことを確認すること。</p> <p>(イ) 〔略〕</p> <p>ウ 〔略〕</p> <p>(2) 低温処理コンテナにおいて消毒が行われる場合</p> <p>ア 輸出検査の確認</p> <p>(ア) 告示7の(2)の検査の実施の確認は、生果実のこん数の2パーセント以上について行い、検疫有害動植物、特にチチュウカイミバエ及びクインスランドミバエがないことを確認すること。</p> <p>(イ) (ア)の検査の実施の確認の結果、チチュウカイミバエ又はクインスランドミバエが発見されたときは、オーストラリア連邦</p>	<p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) (1)の調査は、原則として、オーストラリア連邦植物防疫機関が行う日本向け生果実の消毒施設の指定のための調査と共同して行うものとする。</p> <p>3 検査及び消毒の確認</p> <p>(1) 低温処理施設において消毒が行われる場合</p> <p>ア 消毒実施の確認</p> <p>告示5の(2)のアの消毒の確認は、次により、原則としてオーストラリア連邦植物防疫機関が行う消毒の確認と共同して行うものとする。</p> <p>(ア)～(ウ) 〔略〕</p> <p>イ 輸出検査の確認</p> <p>(ア) 告示5の(1)の検査の確認は、原則として、オーストラリア連邦植物防疫機関が行う検査と共同して、生果実のこん数の2パーセント以上について行い、検疫有害動植物、特にチチュウカイミバエ及びクインスランドミバエがないことを確認すること。</p> <p>(イ) 〔略〕</p> <p>ウ 〔略〕</p> <p>(2) 低温処理コンテナにおいて消毒が行われる場合</p> <p>ア 輸出検査の確認</p> <p>(ア) 告示5の(1)の検査の実施の確認は、生果実のこん数の2パーセント以上について行い、検疫有害動植物、特にチチュウカイミバエ及びクインスランドミバエがないことを確認すること。</p> <p>(イ) (ア)の検査の実施の確認の結果、チチュウカイミバエ又はクインスランドミバエが発見されたときは、オーストラリア連邦</p>

改正後	現 行
<p>植物防疫機関により、当該荷口が日本向けに発送されないように措置されるものとされた。</p> <p>イ 消毒の開始の確認 告示7の(3)のイの輸出港における消毒の開始の確認は、次により、オーストラリア連邦植物防疫機関と共同して行うものとする。 (ア)～(オ)〔略〕</p> <p>ウ 消毒の終了の確認 告示7の(3)のイの輸入港における消毒の終了の確認は、次により、オーストラリア連邦植物防疫機関と共同して行うものとする。 (ア)告示7の封印の記号・番号を植物検疫証明書に記載と照合するとともに、当該封印が破られないことを確認すること。 (イ)〔略〕</p> <p>エ 植物検疫証明書 植物防疫官は、アの(ア)により検疫有害動植物、特にチユウカイミバエ及びクインスランドミバエがないこと、イにより告示6の消毒が開始されたこと及びウにより当該消毒が終了されていることを確認したときは、植物検疫証明書の余白に氏名を記入し、押印するものとする。なお、ウの確認により消毒が完全に実施されていなかった場合には、当該生果実は、オーストラリア連邦植物防疫機関の責任により返送されるものとされた。</p> <p>4 積込み時の措置 告示8の(2)の積込み時の措置は、次のとおりとられているものであることとされた。 (1)～(5)〔略〕</p> <p>5 こん包</p>	<p>植物防疫機関により、当該荷口が日本向けに発送されないように措置されるものとする。</p> <p>イ 消毒の開始の確認 告示5の(2)のイの輸出港における消毒の開始の確認は、次により、オーストラリア連邦植物防疫機関と共同して行うものとする。 (ア)～(オ)〔略〕</p> <p>ウ 消毒の終了の確認 告示5の(2)のイの輸入港における消毒の終了の確認は、次により、オーストラリア連邦植物防疫機関と共同して行うものとする。 (ア)告示7の封印の記号・番号を植物検疫証明書に記載と照合するとともに、当該封印が破られないことを確認すること。 (イ)〔略〕</p> <p>エ 植物検疫証明書 植物防疫官は、アの(ア)により検疫有害動植物、特にチユウカイミバエ及びクインスランドミバエがないこと、イにより告示4の消毒が開始されたこと及びウにより当該消毒が終了されていることを確認したときは、植物検疫証明書の余白に氏名を記入し、押印するものとする。なお、ウの確認により消毒が完全に実施されていなかった場合には、当該生果実は、オーストラリア連邦植物防疫機関の責任により返送されるものとする。</p> <p>4 積込み時の措置 告示6の積込み時の措置は、次のとおりとられているものであること。 (1)～(5)〔略〕</p> <p>5 こん包</p>

改正後	現 行
<p>告示 8 の (2) ただし書のこん包は、その通気孔に網 (孔の直径が 1.6 ミリメートル以下のものに限る。) が張られていることとされた。</p> <p>6 表示 告示 1 0 の表示は、それぞれ次の様式によるものとし、こん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさでなされるものとされた。</p> <p>(1) 輸出植物検疫終了の表示</p> <p>ア PLANT QUARANTINE A U S T R A L I A</p> <p>イ PLANT QUARANTINE A U S T R A L I A</p> <p>ただし、コンテナの封印に表示する場合には、次によるものとする。</p> <p>DAFF AUSTRALIA</p> <p>(2) 仕向地の表示</p> <p>ア FOR JAPAN</p> <p>イ for JAPAN</p> <p>ウ FOR JAPAN</p> <p>エ 日本向</p> <p>7 輸入検査 (1) [略]</p>	<p>告示 6 ただし書のこん包は、その通気孔に網 (孔の直径が 1.6 ミリメートル以下のものに限る。) が張られていること。</p> <p>6 表示 告示 8 の表示は、それぞれ次の様式によるものとし、こん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさでなされるものとする。</p> <p>(1) 輸出植物検疫終了の表示</p> <p>ア PLANT QUARANTINE A U S T R A L I A</p> <p>イ PLANT QUARANTINE A U S T R A L I A</p> <p>ただし、コンテナの封印に表示する場合には、次によるものとする。</p> <p>DAFF AUSTRALIA</p> <p>(2) 仕向地の表示</p> <p>ア FOR JAPAN</p> <p>イ for JAPAN</p> <p>ウ 日本向</p> <p>7 輸入検査 (1) [略]</p>

改正後	現 行
<p>(2) 植物検疫証明書が添付されていない場合、告示7の植物防疫官による確認が行われていない場合、告示9の封印のない場合、告示8の(2)の輸送及び積み込み時の措置に違反するコンテナ一詰めの場合、告示10の表示がなされていない場合又はコン包が破損若しくは開扉されている場合は、当該生果実の廃棄又は返送を命ずるものとする。</p> <p>(3)・(4) 〔略〕</p>	<p>(2) 植物検疫証明書が添付されていない場合、告示5の植物防疫官による確認が行われていない場合、告示7の封印のない場合、告示6の積み込み時の措置に違反するコンテナ一詰めの場合、告示8の表示がなされていない場合又はコン包が破損若しくは開扉されている場合は、当該生果実の廃棄又は返送を命ずるものとする。</p> <p>(3)・(4) 〔略〕</p>